



熊本県公報

第 1 2 1 8 1 号
平成 25 年 1 月 18 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	（障がい者支援課）	2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	（ 〃 ）	2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	（ 〃 ）	2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	（ 〃 ）	3
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	（ 〃 ）	3
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	（森林保全課）	3
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	（ 〃 ）	4
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	（ 〃 ）	4
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	（ 〃 ）	4
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	（ 〃 ）	5
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	（ 〃 ）	5
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（棚底加入区）	（団体支援課）	5
○平成 24 年度家畜商講習会の開催	（畜産課）	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による医療機関の指定	（社会福祉課）	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による医療機関の変更	（ 〃 ）	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による医療機関の廃止	（ 〃 ）	10
○平成 25・26・27 年度熊本県庁舎等清掃業務委託の実施	（管財課）	10
○県内希少野生動物及び指定希少野生動物の指定	（自然保護課）	11
○県内希少野生動物及び指定希少野生動物の指定の解除	（ 〃 ）	11
○生息地等保護区の指定	（ 〃 ）	12
○生息地等保護区の指定の解除	（ 〃 ）	12
○保護管理事業計画の変更	（ 〃 ）	13
○熊本都市計画地区計画	（都市計画課）	13
○山鹿都市計画防災施設	（ 〃 ）	13
○指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者支援課）	13
○指定介護予防サービス事業者の指定	（ 〃 ）	14
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定	（社会福祉課）	14
○天草広域連合の規約の一部変更	（市町村行政課）	15
○道路の供用開始	（道路保全課）	15
○道路の位置の指定	（建築課）	16
○道路の位置の指定	（ 〃 ）	16
○都市計画法による開発行為工事完了公告	（ 〃 ）	16
○都市計画法による開発行為工事完了公告	（ 〃 ）	16
○都市計画法による開発行為工事完了公告	（ 〃 ）	16
○宅地建物取引業者の事務所不確知	（ 〃 ）	17
○特定調達契約の落札者決定	（管理調達課）	17
○平成 25・26・27 年度熊本県庁舎等清掃業務委託の実施	（管財課）	17
○平成 24 年度熊本県献血推進協議会の開催	（熊本県献血推進協議会）	21
○平成 24 年度第 3 回熊本県医療審議会の開催	（熊本県医療審議会）	22
○口頭による開示請求をすることができる個人情報情報の改正	（病院局総務経営課）	22
○平成 24 年度熊本県環境審議会水保全部会の開催	（熊本県環境審議会）	22
○平成 24 年度熊本県国土利用計画審議会の開催	（熊本県国土利用計画審議会）	23

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令にかかる一般競争入札の参加資格等…………… (県警本部会計課) 23
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令にかかる一般競争入札の実施…………… (") 24

告 示

熊本県告示第 4 0 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
就労支援センターせせらぎ 人吉市相良町 9 5 5 - 1 ケインハイツ 1 F	中畑姉妹 合同会社 人吉市蓑野町 1 7 6 中畑 冴子	平成 2 4 年 1 2 月 1 日	4310600186	就労継続支援 A 型

熊本県告示第 4 1 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ステップサポート益城 上益城郡益城町福富 1 1 0 7	株式会社 サン・シーエル 熊本市国府本町 6 番 3 号東方ビル 1 F 石川 哲男	平成 2 4 年 1 2 月 5 日	4311440277	自立訓練 （生活訓練）

熊本県告示第 4 2 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
うき UK I 豊穰 宇城市松橋町砂川 1 4 0 5 番地 1	特定非営利活動法人 熊本南自立支援センター 宇城市松橋町 1 4 0 6 番地 宮崎 由紀生	平成 2 4 年 1 2 月 1 0 日	4312700414	就労継続支援 A 型

熊本県告示第43号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成25年1月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
TEN・SHI II 宇城市松橋町松橋1 03-4	株式会社 天使の翼 宇城市松橋町久具 134番地 松田 真理子	平成24年 12月18 日	4322700420	共同生活援助

熊本県告示第44号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成25年1月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ワークセンターみすみ 宇城市三角町波多六 反田3118-16	社会福祉法人 若宮福祉会 玉名市天水町小天 6640番地 國友 龍	平成25年 1月1日	4312700257	就労継続支援A型

熊本県告示第45号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成25年1月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
松橋ケアサービス 宇城市松橋町松橋1 199番地の1	松橋タクシー有限 会社 宇城市松橋町松橋 1199番地の1 潮谷 洋子	平成25年 1月1日	4312700430	居宅介護、 重度訪問介 護
八代ケアサービス 八代市大手町二丁目 5番13号	株式会社八代タク シー 宇城市松橋町松橋 1199番地の1 潮谷 洋子	平成25年 1月1日	4310200532	居宅介護、 重度訪問介 護

熊本県告示第46号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
平成25年1月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
苓北町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第47号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
平成25年1月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、天草郡苓北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
苓北町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、苓北町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第48号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
平成25年1月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 風害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第49号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
平成25年1月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第50号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
 平成25年1月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 魚つき
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第51号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
 平成25年1月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第52号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。
 平成25年1月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名 称
 棚底加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
 天草市倉岳町棚底1956番地9 松本 茂一
 天草市倉岳町棚底2470番地 中本 厚生
 天草市倉岳町棚底1956番地10 森坂 昭介
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
 倉岳町漁業協同組合
- 4 縦覧期間
 平成25年1月18日から平成25年2月1日まで
- 5 縦覧場所
 倉岳町漁業協同組合

熊本県告示第53号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成24年度熊本県家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成25年1月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 講習会の目的
家畜の取引の業務に関し必要な知識を習得させることを目的とする。
- 2 受講対象者
家畜商の免許を受けて家畜の取引の事業を営もうとする者又は家畜の取引の業務に従事しようとする者。
- 3 講習会の開催日時及び場所
 - (1) 開催日時
平成25年2月19日午前8時50分から午後5時まで
平成25年2月20日午前8時50分から午後5時15分まで
 - (2) 開催場所
熊本県立農業大学校（教育棟2階視聴覚室）
所在地：熊本県合志市栄3805
電話：096-248-1188
- 4 講習科目及び講習時間
 - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
 - (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
 - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 5 受講申込方法
 - (1) 受講しようとする者は、家畜商講習会受講申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、講習会受講手数料3,300円（熊本県収入証紙による。）及び写真2枚（申込前6月以内に撮影した、上半身、正面、無帽で本人と識別できるもの。サイズは、縦4センチメートル、横3センチメートル位のものを添えて、平成25年1月31日までに所管地域振興局農業普及・振興課（熊本市に住所を有する者には、熊本農政事務所農業普及・振興課）に提出すること。ただし、熊本県農業大学校の生徒には、同校校長を経由して提出すること。
 - (2) 受講の申込みをした者には、家畜講習会受講票（様式第2号）を交付する。
 - (3) 徴収した受講手数料は、返還しない。
- 6 講習の免除に係る特例措置
家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項ただし書の規定により、獣医師の免許を有する者及び家畜人工授精師の免許を有する者が講習の免除の特例措置の適用を受ける場合は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを受講申込書に添付すること。
なお、免除の特例措置の適用を受ける者には、受講科目の一部が免除される。
- 7 修了証明書の交付
講習会の課程を修了した者には、講習会終了後、修了証明書を交付する。
- 8 その他
 - (1) 受講者は、受講日に交付された家畜商講習会受講票及び筆記具を持参すること。
 - (2) 講習開始の20分前までに、開催場所に設置された受付に受講票を提出し、受付を済ませること。

(様式第 1 号)

【写真添付】

- ・申込時 6 月以内に撮影した
もの
- ・上半身、正面。無帽で本人
と識別できるもの
- ・縦 4 センチメートル、横 3
センチメートル以内のもの

家畜商講習会受講申込書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所

電話番号

ふりがな
氏 名

印

生年月日

家畜商法（昭和 2 4 年法律第 2 0 8 号）第 3 条第 2 項第 1 号の規定による講習を受けたいので申し込みます。

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

注 2 家畜商法施行令（昭和 2 8 年政令第 2 5 2 号）第 1 条の 4 第 1 項ただし書の規定により講習の特例措置を受ける場合は、家畜商法施行規則（昭和 3 7 年農林省令第 4 号）第 4 条の各号に掲げる資格（獣医師又は家畜人工授精師）の免許証の写しを別に添付すること。

(備考) この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

収入証紙欄



(様式第 2 号)

家 畜 商 講 習 会 受 講 票

年 月 日

受講者 住 所

氏 名

生年月日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開催期間

平成 2 5 年 2 月 1 9 日 (火) 及び 2 月 2 0 日 (水) の 2 日間

〔 2 月 1 9 日 : 午前 8 時 5 0 分から午後 5 時まで
2 月 2 0 日 : 午前 8 時 5 0 分から午後 5 時 1 5 分まで 〕

2 開催場所

熊本県立農業大学校 (教育棟 2 階視聴覚室)

所在地 : 熊本県合志市栄 3 8 0 5

電 話 : 0 9 6 - 2 4 8 - 1 1 8 8

3 注意事項

(1) この受講票は、講習会場に必ず持参すること。

(2) 講習開始の 2 0 分前までに、開催場所に設置の受付に受講票を提出し、受付を済ませること。

熊本県告示第 5 4 号

生活保護法 (昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号) 第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 3 0 号) 第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 4 9 条の規定により指定医療機関を次とおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 1 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
山都町包括医療センター そよう病院	上益城郡山都町滝上476番地2	平成24年11月12日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
山都町包括医療センター そよう病院	上益城郡山都町滝上476番地2	平成24年11月12日

(調剤)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
さくら調剤薬局 総合病院 院前店	人吉市老神町27番地1	平成24年12月5日
蘇陽調剤薬局	上益城郡山都町滝上464番地2	平成24年11月12日
熊本南前薬局 道の駅店	宇城市松橋町久具758-4	平成24年10月1日
ココ薬局	人吉市南泉田町75番地5	平成20年8月1日

熊本県告示第55号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年1月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問看護)

医療機関名称	変更事項		変更年月日
	旧	新	
そよう病院訪問看護 ステーション	名称		平成24年11月12日
	蘇陽病院訪問看護ステーション	そよう病院訪問看護ステーション	
	所在地		
	上益城郡山都町滝上526番地	上益城郡山都町滝上476番地2	
社団法人荒尾市医師会訪問看護ステーション	所在地		平成24年7月23日
	荒尾市万田1562	荒尾市宮内1092	

熊本県告示第 5 6 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 1 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
山都町立国民健康保険蘇陽病院	上益城郡山都町滝上 5 2 6 番地	平成 2 4 年 1 1 月 1 1 日
足達内科医院	荒尾市大正町一丁目 1 1 番 1 0 号	平成 2 4 年 1 2 月 2 日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
柏歯科診療所	上益城郡山都町柏 9 8 9 番地	平成 2 4 年 1 1 月 1 1 日

(調剤)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
蘇陽調剤薬局	上益城郡山都町滝上 5 2 7 番地 2	平成 2 4 年 1 1 月 1 1 日
ココ薬局	人吉市南泉田町 7 5 番地 5	平成 2 0 年 8 月 1 日

熊本県告示第 5 7 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 2 5 年 1 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
平成 2 5 ・ 2 6 ・ 2 7 年度熊本県庁舎等清掃業務委託
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）第 5 条第 2 項の規定により、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱第 5 条第 1 項の規定による資格審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱第 3 条第 1 項に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出先並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1（ダイヤルイン）
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 2 5 年 1 月 1 8 日から平成 2 5 年 2 月 1 日まで（閉庁日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査

申請の受付を平成26年1月4日から平成26年1月31日まで（閉庁日を除く。）行う。

熊本県告示第58号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第10条第1項の規定により次に掲げる動植物を県内希少野生動植物に指定するとともに、併せて指定希少野生動植物に指定するので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成25年1月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 植物（3種）

科名	種名		指定の理由
	和名	学名	
イワデンダ科	コモチイヌワラビ	<i>Athyrium strigillosum</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少ないことに加え、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ホシクサ科	ゴマシオホシクサ	<i>Eriocaulon senile</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少なく、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ラン科	ダイサギソウ	<i>Habenaria dentata</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少ないことに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

2 動物（5種）

科名	種名		指定の理由
	和名	学名	
トンボ科	ハッチョウトンボ	<i>Nannophya pygmaea</i>	生息地が極めて少なく、生息環境の悪化が顕著にみられることに加え、捕獲圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
コガネムシ科	ダイコクコガネ	<i>Copris ochus</i>	生息環境の悪化が顕著にみられることに加え、飼育・標本目的の捕獲圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
シジミチョウ科	ウラジロミドリシジミ	<i>Favonius saphirinus</i>	生息環境の悪化が顕著にみられることに加え、標本目的の捕獲圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
シジミチョウ科	ゴマシジミ	<i>Maculinea teleius daisensis</i>	生息環境の悪化が顕著にみられることに加え、標本目的の捕獲圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
シジミチョウ科	ミドリシジミ	<i>Neozephyrus japonicus</i>	生息環境の悪化が顕著にみられることに加え、標本目的の捕獲圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

熊本県告示第59号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第10条第7項の規定により県内希少野生動植物及び指定希少野生動植物の指定を解除するので、同条第8項の規定により準用する同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成25年1月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

科 名	種 名		解除の理由
	和 名	学 名	
ゲンゴロウ科	マルコガタノゲンゴロウ	<i>Cybister lewisianus</i>	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 7 5 号）第 4 条第 3 項の国内希少野生動植物種に指定されたため。

熊本県告示第 6 0 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成 1 6 年熊本県条例第 1 9 号）第 3 4 条第 1 項及び第 3 5 条第 1 項の規定により生息地等保護区及び管理地区を指定するので、第 3 4 条第 7 項及び第 3 5 条第 3 項の規定により準用する第 3 4 条第 7 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 5 年 1 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 1 生息地等保護区の指定

- 1 名称
白嶽湿地生息地保護区
- 2 指定の区域
上天草市姫戸町姫浦の一部 1. 9 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生動物
トンボ科 ハッチョウトンボ (*Nannophya pygmaea*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) ハッチョウトンボの個体の生息のために確保すべき環境
ハッチョウトンボの個体の生息のためには、その生息環境である滞水地や湿地等とともに本種と一体的に生育している植物を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生息環境の維持のための管理の方針
(1) で掲げた本種の生息条件を維持するため、適切な方法により草刈り等を実施し、遷移の抑制や開放水面の確保に努める。
さらに、本種の生息環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生息環境の適切な管理を行うものとする。

第 2 管理地区の指定

- 1 名称
白嶽湿地生息地保護区管理地区
- 2 指定の区域
白嶽湿地生息地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生動物
トンボ科 ハッチョウトンボ (*Nannophya pygmaea*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) ハッチョウトンボの個体の生息のために確保すべき環境
ハッチョウトンボの個体の生息のためには、その生息環境である滞水地や湿地等とともに本種と一体的に生育している植物を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生息環境の維持のための管理の方針
 - ア 工作物の設置
ハッチョウトンボの生息条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
 - イ 土地の形質の変更
ハッチョウトンボの生息条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
 - ウ 土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
 - エ 水面の埋立て、干拓
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
 - オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
 - カ 木竹の伐採
ハッチョウトンボの生息条件が維持できない方法での木竹の伐採は行わないこと。

熊本県告示第 6 1 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成 1 6 年熊本県条例第 1 9 号）第 3 4 条第 9 項の規定により生息地等保護区の指定を解除するので、同条第 1 0 項の規定

により読み替えて準用する同条第7項の規定により次のとおり告示する。

平成25年1月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 解除に係る指定の区域

保護区の名称	保護区の位置及び面積
中江生育地保護区	阿蘇市波野大字中江地内 0.3ヘクタール
河原生育地保護区	阿蘇郡高森町大字河原地内 4.5ヘクタール

2 指定解除の理由

生息地等保護区内の樹木の成長に伴い、マツモトセンノウの生育に必要な陽光が地表に届かず同種の生育がみられなくなり、今後、生育環境の回復が見込めないため。

熊本県告示第62号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第4条第4項の規定により準用する同条第1項の規定によりマツモトセンノウに関する保護管理事業計画を変更したので、その概要を同条第4項の規定により準用する同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、本保護管理事業計画は、熊本県環境生活部環境局自然保護課及び熊本県阿蘇地域振興局農林部林務課において閲覧に供する。

平成25年1月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 事業の目標

本種の生育状況の把握及び観察を行い、本種の分布域において生育環境の維持・改善等を図ることにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。

2 事業の区域

主として、野尻生育地保護区における本種の分布域

3 事業の内容

生育地点、生育個体数の現状及び増減並びに植生遷移等の継続的な調査と情報の蓄積を行い、生育環境の悪化や個体数の減少等がみられる場合には、その原因を把握するとともに、効果的な対応策を検討し、必要に応じて、ススキ、ノイバラ、イタドリ等の刈取りといった植生管理や樹木の間伐、枝落しによる照度の確保等、本種の生育及び繁殖に適した環境の維持・改善のための措置を講ずる。

また、本事業の実施にあたっては、関係行政機関や研究者、本種の生育地及びその周辺地域住民等の関係者間との連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

熊本県公告第63号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年1月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 都市計画の種類

熊本都市計画地区計画

2 都市計画の図書の写しの縦覧場所

熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県公告第64号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年1月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 都市計画の種類

山鹿都市計画防火施設

2 都市計画の図書の写しの縦覧場所

熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第65号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成25年1月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションあい 八代市鏡町貝洲 6 7 5 番地	有限会社あい	平成 2 5 年 1 月 1 4 日

熊本県告示第 6 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 5 年 1 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションあい 八代市鏡町貝洲 6 7 5 番地	有限会社あい	平成 2 5 年 1 月 1 4 日

熊本県告示第 6 7 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。
平成 2 5 年 1 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護 紅い華 熊本北センター 合志市須屋 7 1 1 番地 1	株式会社紅い華ヘルパーステーション 熊本市南区元三町二丁目 9 番 2 2 号	平成 2 5 年 1 月 1 日

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービス かざぐるま 八代市田中西町 3 番地 1 0	合同会社愛和 八代市田中西町 3 番地 1 0	平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日
通所介護事業所 ビハーラまどか 水俣市石坂川 1 1 3 番地の 2	社会福祉法人照徳の里 水俣市月浦 2 6 9 番地の 1 3	平成 2 4 年 1 2 月 2 6 日
デイサービス ねんりん 菊池市隈府 1 1 4 4 番地 2	株式会社菊池グランドホテル 菊池市隈府 1 1 4 4 番地 2	平成 2 4 年 1 2 月 6 日

(短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
短期入所生活介護事業所 ビハーラまどか 水俣市石坂川 1 1 3 番地の 2	社会福祉法人照徳の里 水俣市月浦 2 6 9 番地の 1 3	平成 2 4 年 1 2 月 2 6 日

(小規模多機能型居宅介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
小規模多機能 あんず 上益城郡益城町大字馬水 1 7 番地 3	有限会社泰斗 菊池市大琳寺 2 7 5 番地 5	平成 2 4 年 1 2 月 2 6 日

(居宅介護支援事業者)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
居宅介護支援事業所 いわさか	有限会社ひだまり	平成 2 4 年 1 2 月

菊池郡大津町大字岩坂433番地	菊池郡大津町大字岩坂433番地	19日
-----------------	-----------------	-----

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護 紅い華 熊本北センター 合志市須屋711番地1	株式会社紅い華ヘルパーステーション 熊本市南区元三町二丁目9番地2号	平成25年1月1日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービス かざぐるま 八代市田中西町3番地10	合同会社愛和 八代市田中西町3番地10	平成24年12月18日
通所介護事業所 ビハーラまどか 水俣市石坂川113番地の2	社会福祉法人照徳の里 水俣市月浦269番地の13	平成24年12月26日
デイサービス ねんりん 菊池市隈府1144番地2	株式会社菊池グランドホテル 菊池市隈府1144番地2	平成24年12月6日

(介護予防短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
短期入所生活介護事業所 ビハーラまどか 水俣市石坂川113番地の2	社会福祉法人照徳の里 水俣市月浦269番地の13	平成24年12月26日

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
小規模多機能 あんず 上益城郡益城町大字馬水17番地3	有限会社泰斗 菊池市大琳寺275番地5	平成24年12月26日

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム ビハーラまどか 水俣市石坂川113番地の2	平成24年12月26日

熊本県告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成25年1月8日付けで天草広域連合長から天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更に係る申請があり、平成25年1月11日付けでこれを許可した。

平成25年1月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年1月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年1月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	竈門菰田山鹿線	山鹿市椿井字坂本 292番1地先から 同所 290番地先まで	53.0	一括道路 (道路 改築)

2 供用を開始する期日 平成25年1月18日

公 告

熊本県公告第20号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成25年1月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 菊池郡菊陽町大字津久礼2962番地3
- 2 築造者の氏名 有限会社サンケイ地所
- 3 道路の位置 菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野2953番4
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 43.65メートル
- 6 指定年月日 平成24年12月25日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第123号

熊本県公告第21号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成25年1月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 水俣市百間町二丁目3番22号
- 2 築造者の氏名 有限会社日の出建材
- 3 道路の位置 水俣市浜松町7番1
- 4 道路の幅員 4.50メートル
- 5 道路の延長 26.68メートル
- 6 指定年月日 平成24年12月13日
- 7 指定番号 熊本県指令芦北技景第7号

熊本県公告第22号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の変更許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第35条の2第5項及び同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字石坂2310番4、同2312番、同2313番1、同2313番2及び同2311番9
1,895.73平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字曲手字部田811番地
社会福祉法人 菊陽会

熊本県公告第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字北沖野5759番1、同5759番2及び同5759番3
4,485.06平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町新山三丁目5番11号
株式会社 藤島工務店

熊本県公告第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

荒尾市荒尾字中牟田2027番1、同2029番1及び同2037番15
2,607.27平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡県大牟田市大字草木998番地1
株式会社平川燃料

熊本県公告第25号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。
なお、この公告の日から30日を経過しても何ら申出がないときは、宅地建物取引業法第67条第1項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消すものとする。
平成25年1月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- (1) 名 称 有限会社西日本ランド
(2) 代表者氏名 川原 恭彦
(3) 免許証番号 熊本県知事(3)第4195号
(4) 免許年月日 平成13年2月26日

熊本県公告第26号

特定調達契約につき随意契約により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成25年1月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
ハイブリッドビーム加工機（YAGレーザー加工機） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課契約班
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年11月13日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
三和理工有限会社
熊本県熊本市東区御領三丁目12番1号
- 5 契約金額
39,658,500円（うち消費税及び地方消費税の額1,888,500円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約

熊本県公告第27号

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり総合評価一般競争入札に付する。

平成25年1月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 業務委託名
平成25・26・27年度熊本県庁舎等清掃業務委託
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県総務部総務税務局管財課総務・管理班
- (3) 業務委託の内容
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで
- (5) 履行場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号他
熊本県庁舎他
- (6) 入札金額等
ア 入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及

- び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- (7) 最低制限価格等の設定
- ア 本競争入札には、最低制限価格を設けていない。
- イ 本競争入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けている。
- (8) その他
- ア 本競争入札は、紙入札案件である。
- イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
- 次に掲げる条件を全て満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第6条の規定により入札参加資格者として入札参加者名簿の営業種目「庁舎清掃」に登録された者であること。
- なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
- ア 入札参加資格審査申請の受付期間
平成25年1月18日から平成25年2月1日まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- イ 入札参加資格審査申請書の提出先及び申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581（ダイヤルイン）
- ウ 申請の方法
要綱第3条第1項に定める「入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
- エ 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 過去5年間に、年間を通じた建物の清掃業務契約の日常清掃の延べ床面積が1万平方メートル以上の契約（駐車場、倉庫及びこれらに類する建物に係る契約を除き、同一敷地内にある建物に係る契約で、同一のものに限る。）に対する実績がある者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)から(5)までに示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により入札説明書に定める競争入札参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
- なお、提出期間内に申請書等を提出しない者及び確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出方法及び提出場所
申請書等を5に示す場所に持参し、又は郵送すること。郵送の場合は、書留郵便により提出期間内に必着すること。
- (2) 提出期間
平成25年1月18日から平成25年2月4日まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで提出すること。
- (3) 確認結果の通知
確認の結果は、書面により通知する。
- 4 契約実績届等の提出
3により競争入札参加資格があると決定された者は、入札説明書に添付の熊本県庁舎等清掃業務委託に係る提出書類（以下「提出書類一覧」という。）の発注元評価の項目に掲げる提出書類を下記期日までに提出しなければならない。
- (1) 提出方法及び提出場所

提出書類を5に示す場所に持参し、又は郵送すること。郵送の場合は、書留郵便により提出期限内に必着すること。

(2) 提出期限

平成25年2月15日午後5時までに提出すること。

5 契約条項を示す場所

熊本県総務部総務税務局管財課総務・管理班（県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2090 ファックス番号 096-384-3792

6 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

5に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成25年1月18日から平成25年2月4日まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 交付場所

5に記載の場所で交付する。ただし、様式類については、電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報）に掲載する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年3月7日午前10時

イ 場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館5階 管財課分室

(4) 入札書及び提出書類一覧に掲げる提出書類（4の書類を除く。）の提出方法

（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成25年3月6日午後5時までに必着するよう書留郵便により郵送すること。

(5) 開札の方法

開札は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない県の職員を立ち会わせてこれを行う。

(6) 入札の回数

入札の回数は、2回までとする。開札後、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした者がいないときは、再入札を行う。
なお、入札書を郵送した者で再入札書を提出しなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

7 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

アイウエオカキ

ク ケ コ

ク 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

ケ 委任状を提出しない代理人のした入札

ク 記名押印を欠く入札

ケ 金額を訂正した入札

ク 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

ケ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ク 2以上の意思表示をした入札

ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札

コ 執行者が認めた場合の入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。

(5) 入札者は、その提出した入札書の差し替え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内の入札価格による有効な入札書を提出した者にあつては、イ及びウの方法により評価を行う。

イ 提出書類一覧に掲げる提出書類の内容を審査し、別表の履行体制及び契約実績の項目について、評価に応じ50点の範囲内で評価点（以下「品質評価点」という。）を与える。

ウ 入札価格に係る評価点（以下「価格点」という。）として、入札価格が低入札価格調査基準価格以下の場合には一律最高点（50点）を、入札価格が低入札価格調査

- 基準価格を超える場合は低入札価格調査基準価格を当該入札価格で除して得た率を
 最高点に乗じて算出した評価点の合計とする。また、品質評価点及び価格が低い者を入札執行事務に
 エオ品質評価点の最も高い者とする。品質評価点及び価格が低い者を入札執行事務に
 品質評価点の最も高い者とする。品質評価点及び価格が低い者を入札執行事務に
 品質評価点の最も高い者とする。品質評価点及び価格が低い者を入札執行事務に
 入札者から開札引寄せ、落札者を決める。この場合において、当該入札執行事務に
 カより、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているため、アからオまでによ
 り落札者となるべき者の当該入札価格がその基準価格を下回る場合は、落札者とな
 らない場合がある。
- (7) 契約の締結
 ア 契約書作成の要否
 イ 契約の締結期限
 ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者決定の日から7日以内とする。
- (8) 契約保証金
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分
 の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当すると
 きは、契約保証金の納付が免除される。
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被
 保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を
 提出したとき。
 イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する
 事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、こ
 れらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履
 行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (9) その他落札者決定基準及び詳細内容については、入札説明書による。
 (10) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受
 ける。

8 Summary

- (1) Name and content of consignment
 Cleaning Service of Kumamoto Prefectural Government Buildings
- (2) Date and Place to submit bidding proposal
 10:00 a.m., March 7, 2013
 Property Management Division, Branch Office (Prefectural Government Main
 Building, 5th floor)
- (3) Contact information
 Property Management Division
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto-city, Japan
 Phone: 096-333-2090

別表

熊本県庁舎等清掃業務委託 評価基準

大項目	小項目	評価内容	配点	
			大項目	小項目
価格評価	入札金額 の評価	①低入札価格調査基準価格以下の金額で入札を行った者の価格評価点を一律最高点 (50点)とする。なお、入札額が低入札における調査基準額に満たない場合は、低入札 価格調査の対象となる。 ※低入札価格調査基準価格以下の金額で入札を行った場合は、価格評価点に差を生じ ない。 ②低入札価格調査基準価格を超える金額で入札を行った者の価格評価点は、低入札価 格調査基準価格を当該入札価格で除して得た率を価格評価点の最高点に乗じて算出 する(小数点以下を切り捨てる。) ※入札額が予定価格を超える場合は、落札候補者とししない。	50	50

履行体制	従事する従業員数	本業務の日常清掃に従事する従業員数(固定して勤務する者について1日8時間勤務者として換算した人数)について評価する。 ※従業員数が変動する場合にあっては、週の平均の人数による。	34	10
	従事する資格者数	建築物環境衛生管理技術者又はビルクリーニング技能士の資格を有する本業務に従事する従業員数について評価する。 ※建築物環境衛生管理技術者にあっては、2人目以降を評価の対象とする。 ※本業務の日常清掃に1日8時間以上従事する正規に雇用される者に限る。 ※建築物環境衛生管理技術者とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条に定める免状を有する者をいう。 ※ビルクリーニング技能士とは、職業能力開発促進法第44条に定める技能検定に合格した者をいう。		6
	従事する者の社会保険の加入状況	本業務に従事する従業員の社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入状況を評価する。 ※分母となる従事する従業員には、短時間労働者等も含む。		4
	従事する従業員の勤続月数	本業務に従事する予定の従業員の勤続月数(平成25年1月1日現在)を中央値により評価する。		9
	研修体制	過去1年間(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)の研修実施状況及び研修内容等により総合的に評価する。		2
	身体障害者等の雇用	障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱の規定による、促進企業又は支援企業の登録の有無について評価する。		3
契約実績	清掃契約実績	過去5年間(暦年契約の場合にあっては平成20年1月から平成24年12月までの間、年度契約の場合にあっては平成19年4月から平成24年3月までの間)に、年間を通じた建物の清掃業務委託の日常清掃の延べ床面積が1万平方メートル以上の契約(駐車場、倉庫及びこれらに類する建物に係る契約を除き、同一敷地内にある建物に係る契約で、同一のものに限る。)に対する通算3年以上の契約実績及び履行した件数を評価する。	16	4
	発注元評価	過去3年間(暦年契約の場合にあっては平成22年1月以降のもの、年度契約の場合にあっては平成22年4月以降のもので継続中のものを含む。)で、原則として日常清掃の延べ床面積5,000平方メートル以上の建物の契約(駐車場、倉庫及びこれらに類する建物に係る契約を除き、同一敷地内にある建物に係る契約で、同一のものに限る。)実績の中から3件を選定し、その発注元による評価を評価する。 ※県の機関との契約がある場合は、1,000平方メートル以上のものを評価する。 ※実績物件の選定及び実施状況の評価依頼は、入札実施者が行う。		12
合 計			100	100

登 載 依 頼

熊本県献血推進協議会公告第1号

平成24年度熊本県献血推進協議会の会議を次のとおり開催する。
平成25年1月18日

熊本県献血推進協議会
会長 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成25年1月30日(水曜日)
午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所
熊本市東区長嶺南2丁目1番1号
熊本県赤十字血液センター 3階大ホール
- 3 議事
 - (1) 協議事項
ア本県における平成24年度の献血推進状況について
イ「平成25年度熊本県献血推進計画(案)」について
 - (2) 報告事項

ア県内の血液製剤の使用状況及び血液製剤の安全性確保について
イ各種若年層啓発事業等の実績について

- (3) 質疑
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県献血推進協議会事務局（熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課薬事班）
（電話096-333-2242（ダイヤルイン））

熊本県医療審議会公告第5号

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。
平成25年1月18日

熊本県医療審議会
会 長 福 田 稯

- 1 開催日時
平成25年1月21日（月）
午後2時から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 傍聴者の定員
10人
- 4 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 5 問い合わせ
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県医療審議会事務局（熊本県健康福祉部健康局医療政策課）
（電話096-333-2205）

熊本県病院局告示第1号

平成22年1月29日熊本県病院局告示第1号（口頭による開示請求をすることができる個人情報）を次のように改正したので、熊本県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成20年熊本県病院局管理規程第16号）の規定により告示する。
平成25年1月18日

熊本県病院事業管理者 向 井 康 彦

表中熊本県病院局非常勤職員採用試験（電話受付応接等事務員）の項の次に次のように加える。

熊本県病院局非常勤職員採用試験（病棟業務補助員）	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	病院局総務経営課
--------------------------	---	------------	----------

熊本県環境審議会水保全部会公告第2号

熊本県環境審議会水保全部会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成25年1月18日

熊本県環境審議会水保全部会長 嶋田 純

- 1 開催日時
平成25年1月29日（火）
午前10時から午前11時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 議題
平成25年度熊本県公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について
- 4 傍聴者の定員
10名

- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、水保全部会長の許可を得たうえで、会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県環境審議会水保全部会事務局
 (熊本県環境生活部環境局環境保全課水質保全班 電話096-333-2271)

熊本県国土利用計画審議会公告第1号

熊本県国土利用計画審議会の会議を、次のとおり開催する。
 平成25年1月18日

熊本県国土利用計画審議会

- 1 開催日時
平成25年1月31日(木) 午前10時から正午(予定)まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 熊本県土地利用基本計画の変更(案)について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻5分前までに、当該会議の会場において、事務局の指示に従って会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県国土利用計画審議会事務局
(熊本県企画振興部地域・文化振興局地域振興課地域づくり調整班内)
(電話番号 096-333-2181)

熊本県警察本部告示第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
 平成25年1月18日

熊本県警察本部長 西郷 正実

- 1 競争入札に付する事項
平成25・26年度 熊本県警察本部庁舎清掃業務委託
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
(1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581(ダイヤルイン)
(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成25年1月28日(月)までの日(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
(4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
(5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成26年3月31日

- 日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成26年1月4日から平成26年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊会第16号

総合評価一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成25年1月18日

熊本県警察本部長 西郷 正実

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
平成25・26年度熊本県警察本部庁舎清掃業務委託
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管財・管理係（熊本県庁警察棟2階）
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110
ファックス番号 096-381-9341
- (3) 業務委託の内容
「入札説明書」、「熊本県警察本部庁舎清掃業務委託仕様書」等（以下「仕様書等」という。）による。
- (4) 委託期間
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで
- (5) 履行場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部庁舎
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、5（2）アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けたもの限り、紙入札により入札することができる。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 委託業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (10) 低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設ける。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の（1）から（6）までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定され、有資格者として営業種目「庁舎清掃」で、その格付けが「A」又は「B」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。
- ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間
公告の日から平成25年1月28日（月）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理審査班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送

- する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをいなること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをいなること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 過去 2 年間のいずれか以上の実績がある者であること。掃延床面積が 7 千平方メートル以上（駐車場、倉庫及びこの敷地を除き、同一敷地内に同一契約に限る。）の面積があること。
- (6) 次に掲げる事項のいずれも該当しない者であること。
- アイ役員等が、暴力団員等又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係者であるとき。
- ウ役員等が、暴力団員等又は暴力団員等に對して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの積極的暴力的行為を営む者であるとき。
- エ役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係者であるとき。
- オ役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係者であるとき。
- ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成 22 年熊本県条例第 52 号）第 2 条に規定するものをいう。
- ※ 役員等とは、個人である若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。
- ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2（2）から（6）までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- アイ競争入札参加資格確認申請書（様式 1）
その他確認書類
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、（1）ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、（1）アに添付するイの書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える場合は、イの書類の目録をアに添付して電子入札システムにより提出し、イの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。
- 紙入札により入札をする場合は、（1）ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成 25 年 2 月 5 日（火）午後 5 時まで
- (4) 提出先
1（2）に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書（様式 4）により通知する。

4 契約実績届等の提出

- 3 により競争入札参加資格があると決定された者は、入札説明書に添付の「熊本県警察本部庁舎清掃業務委託に係る提出書類」（以下「提出書類一覧」という。）の「発注元評価」項目に掲げる提出書類を下記期日までに提出すること。
- (1) 提出方法及び提出場所
提出書類を 1（2）に掲げる入札・契約担当部局に持参又は郵送すること。
なお、郵送の場合は、提出期限内に必着（書留郵便に限る。）すること。
- (2) 提出期限
平成 25 年 2 月 12 日（火）午後 5 時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。

5 入札手続等

- (1) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び 1（2）に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成 25 年 2 月 28 日（木）午後 5 時まで行う。
- (2) 入札の方法

なお、この場合においてさらに入札価格が同じ場合にあつては、当該入札者にくじを引かせ（実施日時、場所等は対象者へ別途通知する。）落札者を決定するものとする。その際、当該入札者のうち立会いがない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない県の職員にくじを引かせるものとする。

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているため、アからオにより落札者となるべき者の当該入札価格が、その基準価格を下回るときは、落札者とならない場合がある。

- (10) 入札保証金
免除する。

6 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
要

- (2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して14日を経過した日

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して7日を経過した日

- (4) 契約保証金

契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

7 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

8 問合せ

- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること

（本公告に係る入札・契約担当部局）

熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管財・管理係（熊本県庁警察棟2階）

郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-381-0110

ファックス番号 096-381-9341

- (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること

熊本県出納局管理調達課 管理審査班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）

9 Summary

- (1) Name and Content of Consignment

Cleaning service contract for the Kumamoto Police Headquarters Building, dating from fiscal year 2013 to fiscal year 2014.

- (2) Date and Place for tender:

Date: 10:00 a.m. on 1st March 2013

Place: Facilities Administration Office, Kumamoto Police Headquarters 2nd Fl.

(Address) 6-18-1 Suizenji, Chuo ward, Kumamoto city,

Kumamoto Prefecture, Japan 862-8610

- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Finance Division

Kumamoto Police Headquarters

Address: 6-18-1 Suizenji, Chuo ward, Kumamoto city, Kumamoto Prefecture,

Japan 862-8610

Phone: 096-381-0110 (Ext. 2264)

- (4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen